

公共施設等における県産材利用推進方針

第1 趣 旨

岐阜県森林づくり基本条例(平成18年岐阜県条例第25号)第17条第1項の趣旨及び「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。)第8条第1項の規定に基づき、県産材の利用の拡大を図ることを目的に、「公共施設等における県産材利用の推進方針」を定めるものとする。

第2 基本方針

県は、木材のもつ優れた特性を活かし、心豊かな人を育む教育環境づくり、ともに支え合う安心して暮らせる健康福祉社会づくり、快適な生活環境の創出等をめざすとともに、健全で豊かな森林づくりに資するため、費用面で著しく合理性を欠かない範囲内において、以下の方針により市町村、団体との協力のもと、公共施設等における県産材利用に総合的に取り組むものとする。

第3 県有施設及び県土木工事等における取り組み

(1) 建築工事における利用の推進

建築工事のうち、県が整備する公共施設の建築にあたっては、法的規制、建築物の特徴、用途、維持管理方法等を考慮した上で、法令で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められない低層の建築物は、原則として木造化を図るものとする。

また、木造化を図ることが困難であると判断されるものや、改修を行う施設においては、県民の目に触れる部分を中心に積極的に内装木質化を図るものとする。

なお、耐火建築物とすることが求められている建築物についても、木質耐火部材を活用して積極的に木造化を図るなど、木質耐火部材やCLT等の新たな木質部材の活用を図るものとする。

(2) 街づくりにおける利用の推進

公園、文化施設周辺等、多数の県民に親しまれるとともに、周辺環境と調和が求められる施設など、木材利用のPR効果の特に高いものの整備にあたっては、積極的に県産材を利用するものとする。

(3) 備品等における利用の推進

県産材を原材料に使用した児童・生徒の机・椅子の備品等を積極的に導入するものとする。

(4) 木質バイオマスの利用の推進

木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーを積極的に導入するものとする。

(5) 土木工事における利用の推進

土木工事にあたっては、強度、耐久性、維持管理等を考慮したうえで、積極的に県産材を利用するものとする。

第4 推進目標の設定

県は、公共施設等における県産材利用の推進を図るため、5年を1期とする目標を設定するものとする。

第5 市町村等における利用の促進

県は、市町村及び公共性が高い団体に対して、県の取り組みに準じ、県産材の利用の拡大を図るよう要請するとともに、必要に応じて支援を行うものとする。

第6 利用促進のための環境整備

県は、木材関係者と連携し、公共施設等の利用に適した木材の供給体制を整備するとともに、県産材に関する新用途、新工法の研究開発等を推進することにより、県産材を利用しやすい環境を整えるものとする。

第7 推進体制

(1) 県は、公共施設等における県産材利用の推進を図るため、「木の国・山の国推進本部」(以下「推進本部」という。)において、総合的な調整を行うとともに、次の活動を行うものとする。

ア 推進策等の検討

推進目標の達成へ向けて、県産材の利用拡大に係る新たな方策等について検討する。

イ 大規模な施設計画の方針決定

大規模施設(原則として延べ床面積1,000m²以上の施設)及びシンボリックな施設について構造や県産材の利用方法などについて方針を決定する。

ウ 普及啓発

県民に対して、木の良さを啓発し、県産材の積極的な利用に向けた意識の醸成に努める。

エ 利用状況の把握・公表

公共施設及び土木工事等における県産材の利用状況を年1回取りまとめ公表する。

(2) 推進本部における「木材利用部会」(以下「利用部会」という。)において、推進本部の活動が円滑に行われるよう、県産材利用の課題の検討などを行うものとする。

ア 県産材利用の推進を図るための課題等の検討

県産材利用の普及方法、利用拡大のための技術、供給体制の整備、その他県産

材利用の推進を図るための課題等について検討する。

イ 大規模な施設計画等の方針検討

大規模施設(原則として延べ床面積1,000㎡以上の施設)及びシンボリックな施設、又は必要に応じその他の施設整備に際して、構造や県産材の利用方法などについて、方針を協議する。

ウ 県有施設木質化等推進事業の実施箇所等の選定

県有施設木質化等推進事業により内装木質化、木製品導入等を実施する箇所を選定する。

第8 その他

この方針の運用に当たっての詳細は別に定める。

附 則

この方針は平成19年4月1日より適用する。

附 則

この方針は平成23年3月2日より適用する。

附 則

この方針は平成24年4月1日より適用する。

附 則

この方針は平成29年4月1日より適用する。

(別 紙)

推進目標

1 推進期間 第3期（平成29年度～平成33年度）

2 推進目標

（1）施設整備目標

県有施設の木造化・内装木質化施設総施設整備数62施設

（2）総量目標

5ヵ年で 15,982 m³

（※内訳 建築工事599 m³ 土木工事15,383 m³）

公共施設等における県産材利用推進方針運用基準

1 趣旨

「公共施設等における県産材利用推進方針(平成18年9月12日岐阜県木の国・山の国推進本部決定)」第7の規定に基づき、この運用基準を定める。

2 推進方策

関係部局は、その所管する事業について「ぎふ証明材」、「ぎふ性能表示材」及び岐阜県産の「JAS製品」の利用を積極的に推進するため、以下の取り組みを行うものとする。

(1) 木材の特性を生かした利用の推進

別紙1に示す対象施設については、基準に基づき県有施設の木造化・内装木質化、木製品品の導入、木質バイオマスを燃料とする設備の導入、土木工事における木材利用工法の採用などを積極的に進めるものとする。

(2) 大規模施設の木造化・内装木質化の推進

延べ床面積が1000㎡以上の施設もしくは、多数の県民に親しまれ、シンボリックでPR効果の特に高い施設を建設する場合は、基本計画の段階において、木造化・木質化の可能性について、推進本部へ協議するものとする。

(3) 既存施設の内装木質化の推進

別紙1(2)に該当する既存施設において、内装工事を伴う改修等を行う場合は極力、内装木質化を実施するものとする。

(4) 新たな工法の採用

県産材利用拡大に有効で、かつ費用面で著しく合理性を欠かない工法については、標準化できるものから順次県の統一仕様とし、積極的に採用していくものとする。

(5) 目標達成のための個別利用基準(個別目標)の設定

建築工事においては、別紙2の基準に基づき、県産材の利用を図るものとする。

3 市町村等による整備への支援

林政部は、市町村や団体等における県産材の利用を促進するため、教育・福祉関連の大規模施設の木造化・内装木質化、木製机・椅子の導入など支援するものとする。

4 県産材利用促進のための環境整備

林政部は、工事発注担当者が県産材を利用しやすい環境を整えるため、木材関係者と連携し、以下の取り組みを行うものとする。

(1) 県産材製品の低コスト供給体制の構築

県産材製品のコストダウンを図るため、製材工場の規模拡大による生産性の向上、流通の合理化などを促進する。

(2) 県産材利用工事の低コスト化へ向けた調査・分析

工事費の低コスト化やメンテナンス性の向上へ向けた調査・分析や、県産材の一般流通規格での設計を推進する標準仕様の作成等に関係機関と協力して取り組むとともに、その成果を共有する。

(3) 需要サイドのニーズに対応した供給体制の整備

需要者への円滑な木材供給を図るため、木材業者と連携し、乾燥材、合板、集成材、丸棒製品等に加え、木質耐火部材や新たな木質部材の安定供給を促進する。

(4) 木材利用推進に関する人材育成

耐火建築物等への木材利用を促進するため、木材を利用した建築物に携わることができる設計者等を育成する。

(5) 県産材情報の提供や県産材証明制度等の充実

県産材製品の供給情報を提供するとともに、土木用木材だけでなく、建築用木材の供給体制を整え製品が安定供給できるようぎふ証明材推進制度及びぎふ性能表示材推進制度の充実を図る。

(別紙 1)

対象施設及び基準等

(1) 木造化を推進する施設

	対 象
すべての施設	法令で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められない低層の建築物 なお、耐火建築物とすることが求められている建築物についても、木質耐火部材を活用して積極的に木造化を図るなど、木質耐火部材やCLT等の新たな木質部材の活用を図るものとする

(2) 内装木質化を推進する施設

木質環境を整備することにより、健康で快適な居住空間の創出が特に期待できる非木造施設を対象とする。

	対 象	内装木質化を図る箇所
教育施設	学校の教室・廊下等	床からの高さ1.2m以内の腰壁、床
福祉施設	障害福祉施設、児童福祉施設等の共用室	
医療施設	診療所、病院の待合室	
庁舎	庁舎のロビー	
文化施設	資料館、博物館、音楽ホール等	
その他施設	室内、廊下等	

(3) 県産材の利用を推進する屋外等の施設（建築物以外）

公園や文化施設周辺等公共性の高い場所の整備に付属する施設を対象とする。

	対 象	参 考
公園、文化施設周辺等	フェンス、木レンガ等の歩道施設、緑化支柱、木柵、あずまや、ベンチ等	

(4) 県産木製品の導入を推進する施設

県産材を原材料にした備品及び消耗品等を対象とする。

	対 象	参 考
教育施設	学校の机・椅子	備品の更新時又は内装木質化時に併せて導入する。
その他の施設	ロビーの椅子・テーブル、サイン等	

(5) 木質バイオマスを燃料とする設備の導入を推進する施設

県産材を原材料にした木質バイオマスを燃料とする施設整備を対象とする。

	対 象	参 考

すべての施設	暖房器具（ペレットストーブ・薪ストーブ等） ペレットボイラー	
--------	--------------------------------	--

(6) 土木工事において県産材の利用を推進する施設

木材の利用が可能な以下の施設(工法)を対象とする。

	対 象	参 考
道路施設	仮設防護柵、花壇等	
河川施設	木工沈床、木柵等	
砂防施設	防護柵(仮設含)、木柵等	
農業施設	防護柵(仮設含)、疎水材、水路等	
林道施設	丸太伏工、木柵、アスカープ等	
治山施設	筋工、法面保護工、残存型枠等	
その他共通	型枠、工事看板、バリケード、法面保護工等	

(別紙 2)

県産材利用基準

【目標数値】

目 標 項 目	利用目標値	備 考
建築工事 県産材利用量比率 $\left(\frac{\text{県産材使用量} \text{m}^3}{\text{床面積} 100 \text{m}^2} \right)$	20.0 m ³ /100m ²	木造施設の年間合計建築(改築)延床面積あたりの使用量
	0.8 m ³ /100m ²	非木造施設の年間合計建築(改築)延床面積あたりの使用量